

(仮称)自治基本条例の素案の公表と市民意見の募集について

札幌市では、市民主体のまちづくりを進めていく上で、大切な考え方や、それを実現するための市民・議員・行政の役割、そして市民が市政に参加するための仕組みなどを内容とする「(仮称)札幌市自治基本条例」の制定に向けて検討を進めています。

このたび、昨年12月に提出された「市民自治を進める市民会議」からの最終報告を基に、同条例素案をまとめ、本日から、この素案に対する市民の皆さんからの意見を募集します。また、市民3,000人を対象としたアンケート調査も別途実施します。今後は、寄せられた意見を基に、平成18年度中の制定を目指してさらに検討を進めます。

1 市民意見の募集について

(1) 意見募集

(仮称)自治基本条例素案をより分かりやすく、身近に感じてもらうため、マンガを用いた資料を作成しました。(別添資料参照)

多くの市民の皆さんから意見をもらえるよう、記述方式に加え、アンケート方式を用いた意見提出用紙を添付しています。

意見募集期間

平成18年2月22日(水)～3月24日(金)(31日間)

意見提出方法

- ・郵送：用紙を折り、のり付けしてポストに投函(切手不要)
- ・ファクス：218-5156
- ・持参：市民まちづくり局地域振興部区政課市民自治担当(市本庁舎13階)
(受付時間：平日の午前8時45分～午後5時15分)
- ・ホームページ：「市民自治の推進」(<http://www.city.sapporo.jp/shimin/jichi/>)上の意見募集フォームから送信

資料配布場所

- ・市役所本庁舎(1階ロビー、2階市政刊行物コーナー、13階区政課)
- ・各区役所総務企画課広聴係
- ・各まちづくりセンター、各区民センター、中央図書館、地区図書館、市民活動サポートセンター等
- ・ホームページ「市民自治の推進」

(2) アンケート調査

市内に在住する満15歳以上の方を無作為抽出し、3,000人を対象とした郵送によるアンケート調査を実施(3月初旬発送予定)します。なお、アンケート内容は、上記の意見提出用紙と同じものを使用します。

2 自治基本条例の概要について

(1) これまでの検討経過

- ・平成15～16年 市民自治を考える市民会議を開催(全29回)
- ・平成16～17年 市民自治を進める市民会議を開催(全79回)
- ・平成17年7月 「市民自治を進める市民会議」から市長への中間報告(これに基づくアンケートでは1,223人中、約8割の人が自治基本条例の必要性に納得と回答)
- ・平成17年12月 最終報告
- ・平成18年1月 総務委員会に、自治基本条例の検討状況について報告

(2) 条例素案の概要（詳細は別添資料参照）

この条例では、札幌のまちづくりの基本理念として、「市民がまちづくりの主体であること」「市民は議員と市長に市政を信託していること」、さらに、「市民・議員・市長と職員が連携し、まちづくりに取り組んでいくこと」を規定しています。

また、まちづくりの基本原則として、「市民参加の原則」「情報共有の原則」「信託と責任の原則」を規定しています。

このほか、市民・議員・市長と職員の役割や責務、市民の市政への参加の推進と参加する権利の保障などについて規定しています。

「信託と責任の原則」～市民から信託された市政は、公正かつ誠実に運営されること。そして、市政への市民参加を推進し、市民意思を尊重することを内容としています。

(3) 条例によって目指すもの

ア 分かりやすい情報提供

市政運営の透明性、公正性と、市民の信頼を確保するとともに、市政への市民参加を進めるため、分かりやすい情報提供を行うことを条例で明らかにし、そのための取り組みを進めます。

イ 市政への市民参加の推進と市民意見の反映

行政運営の基本的な仕組みや参加の機会等について市民に明らかにすることにより、市民の市政への関心や参加意欲、信頼感を高め、市民意見を適切に市政に反映していくよう条例で規定し、そのための取り組みを進めます。

ウ 市民のまちづくり活動の支援の充実

市民主体のまちづくり活動を促進するために、必要な支援を行うことを条例で位置付け、これを土台として取り組みを進めます。

(4) 他都市の状況

自治基本条例は、既に全国で約 40 の自治体で制定されており、現在、約 100 の自治体が検討中といわれています。また、政令指定都市では、川崎市、静岡市が平成 17 年 4 月から施行しています。

道内では、ニセコ町、猿払村、奈井江町、遠軽町（合併前）、清水町、登別市で制定（制定順に記載）されており、苫小牧市、帯広市、稚内市、美唄市、江別市などでも、現在検討中です。

3 今後の予定

今回の意見募集およびアンケート結果の概要については、それらに対する本市の考え方と併せて、4 月以降にホームページ「市民自治の推進」上で公表します。

また、今後は、寄せられた意見等を基に、平成 18 年度中の制定を目指してさらに検討を進めます。

問い合わせ先

市民まちづくり局地域振興部区政課(市民自治担当)

2 1 1 - 2 2 5 2